

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価 (又は償却原価法 (定額法))

ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行っています。

② 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除きます。) ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 3 年～15 年

② 無形固定資産 (リース資産を除きます。) ……定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間 (5 年) に基づく定額法によっています。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体 (会計) に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を

計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から東京都市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、東京都市町村職員退職手当組合における積立額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等……………該当事項はありません。

3 重要な後発事象……………該当事項はありません。

4 偶発債務……………該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 772,711 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	9,024,248 千円	8,829,208 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	－ 千円	－ 千円
相殺消去に伴う差額	－ 千円	－ 千円
繰越金に伴う差額	△220,274 千円	－ 千円
資金収支計算書	8,803,974 千円	8,829,208 千円

・歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。なお、繰越金に伴う差額には、一般会計等財務書類の対象範囲である各会計の繰越金の合計額を記載しています。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

業務活動収支	1,733,972 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	342,397 千円
未収債権、未払債務等の増減	73,955 千円
減価償却費	△1,909,511 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△81,494 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△6,712 千円
資産除売却益（損）	△60,883 千円
純資産変動計算書の本年度差額	91,724 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 5,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 106 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

23,532 千円